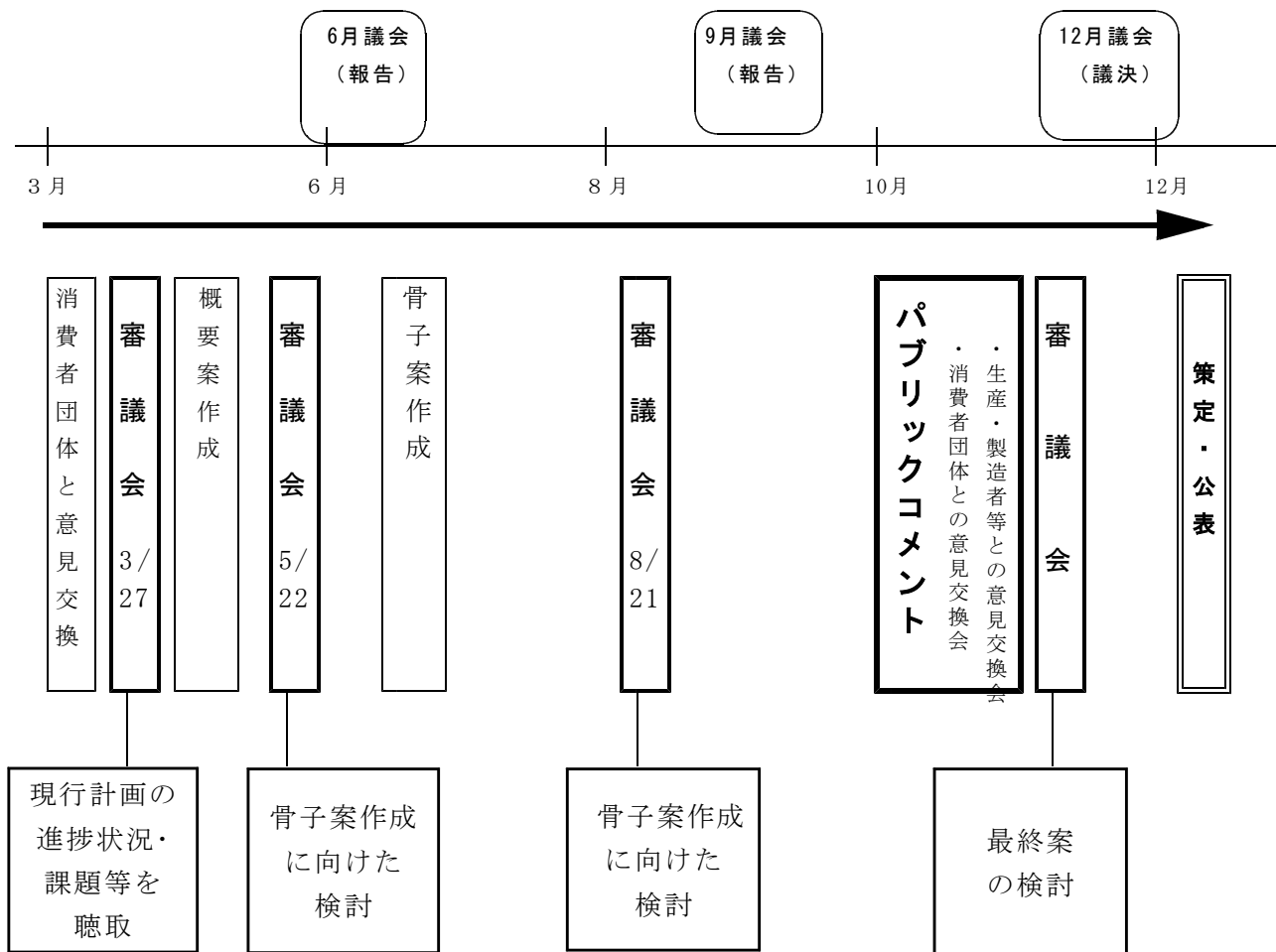


## 第5次京都府食の安心・安全行動計画（平成31～33年度） の策定について（案）

### 1 策定の根拠等

- ・ 京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づき策定
- ・ 当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要
- ・ 現在の行動計画（第4次・平成28年度～30年度）は平成30年度までの計画のため、次期計画を、平成30年度中に策定

### 2 策定スケジュール



（参考）京都府食の安心・安全推進条例～抜粋

（食の安心・安全行動計画）

第5条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

# 「第5次京都府食の安心・安全行動計画」の策定について

## 【行動計画の枠組】

### 第1章 食を取り巻く現状と課題

#### 1 食を取り巻く現状

##### (1) 国における食品表示法に基づく表示基準の改正やHACCPの制度化等

- ・平成29年9月の食品表示法に基づく食品表示基準の改正により、全ての加工食品に原料原産地表示が義務化されたとともに、遺伝子組み換え食品の表示についても制度の見直しが検討されている。
- ・食品衛生法の改正が国会審議中であるが、全ての食品関連事業者はHACCPによる衛生管理が求められる予定

##### (2) 食の安全に関する情報の氾濫

- ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等ICTの発達・普及により、食に関する情報が氾濫するとともに、飛躍的に拡散度が高まり消費者の食の安全情報の選択が難しくなっている。また、食品関連事業者にとってはメリットもある一方、リスクも大きくなっている。
- ・修学旅行生や近年特に増加している外国人観光客等が、安心して京都の食を味わっていただけるような情報提供が必要となっている。

##### (3) 食品の偽装や食中毒等の発生

- ・食品の不適切表示や異物混入等による食品の自主回収、産地偽装や食中毒が引き続き発生している。
- ・豪雨災害の頻発や南海トラフ地震の発生が予想される中、避難所等での食中毒や食物アレルギー対応など食の安全確保が必要となっている。

##### (4) 少子高齢化等への対応

- ・少子化等により子どもの孤食や栄養バランスの偏り等が課題となるとともに、日本食文化の継承が途絶えつつあることが懸念されている。
- ・高齢化の進展により、高齢者の食の安全確保とともに、健康長寿を支える食のあり方が求められている。
- ・社会全体で支え合う気運の高まりにより、子ども食堂や高齢者へのボランティアによる食事提供の場が増加している。

## 2 第4次行動計画の成果と課題

### (1) 成 果

- ・リスクコミュニケーションや消費者と生産者との交流会の開催等により、2千名を超える府民の参加（平成28～29年度）があり、食の安全への理解が進んでいる。
- ・食品関連事業者による安全性を確保・向上する取組や、京都府による食品表示や食品衛生等の監視・指導・検査により、府内産農林水産物や加工食品等に対する消費者の信頼感は向上している。
- ・食物アレルギーやムスリム食等に対応する施設の増加やホームページでの食の安全情報の提供等により、食に制約がある府民や観光客等への対応が前進した。

### (2) 今後の課題

これまでの取組に加え、以下の課題への対応が必要

- ・原料原産地表示の義務化や HACCP の制度化について食品関連事業者や府民への普及・啓発・監視対応
- ・府内産の農林水産物や加工食品に関する食品関連事業者と府民の相互理解による信頼感のさらなる向上
- ・少子高齢化社会の進行に対応した食生活の改善と、衛生管理手法と両立させた食文化の伝承

## 第2章 計画の基本的な考え方

めまぐるしく変化する食を取り巻く状況に対応するため、平成31年度から3年間を対象期間とした行動計画を定め、「食の安心・安全基盤の強化」、「食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民・食品関連事業者の参画拡大」、「監視・指導・検査の強化」の取組を通じて、府民の食に対する安心感を高めます。

## 第3章 取組の展開

### 1 食の安心・安全基盤の強化

食品の生産から処理・加工、流通・販売までのフードチェーンにおいて、中小規模の事業者が多い京都府の実情を踏まえ、安全性の向上と食料の安定供給に努める事業者の新たな制度等への対応を支援する等、食の安心・安全基盤を強化させます。

例えば、原料原産地表示義務化や HACCP 制度化への対応について、食品関連事業者等に対しきめ細やかなサポートをするとともに、環境負荷が少なく資源保護に配慮した食品の生産を支援します。

### 2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民・食品関連事業者の参画拡大

食品関連事業者や京都府の食の安心・安全の取組や食文化等のわかりやすい情報提供により、府民が食について考える機会を増やすとともに、府民と食品関連事業者等の交流を通じて相互理解を促進し、食への信頼感と食品を大切にする意識を向上させます。

例えば、インターネット上で開校している「食の府民大学」等、ICTツールを活用した情報発信をする一方、消費者と食品事業者等が直接意見交換する場を増やします。

### 3 監視・指導・検査の強化

食品による健康被害の未然防止や適正な食品選択に資する等のため、監視・指導・検査・相談等の強化により、生産・製造された食品の安全性を確保します。

例えば、農薬の適正使用や食品表示の徹底等、生産現場での指導に加え、流通過程での衛生的な食品の取扱いについて、監視・指導等を強化していきます。

## 第4章 行動計画の管理・公表

食の安心・安全推進条例に基づいて、毎年、施策の実施状況の取りまとめ及び公表を実施